

I 古都における歴史的風土とは

「古都」とは

「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村をいい、現在、鎌倉市、逗子市、京都市、奈良市のほかに、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村並びに大津市の合計8市1町1村が「古都」に指定されています。

「歴史的風土」とは

「歴史的風土」とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）において「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」と定められており、歴史的な建造物や遺跡と、それらを取りまく樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいいます。



まんだら堂のやぐら群（大町材木座歴史的風土保存区域）

II 古都保存法制定の経緯

昭和30年代後半、鎌倉市の御谷騒動^{おやつ}に代表される歴史的に重要な遺跡等の開発問題が深刻化

市民・文化人の歴史的風土の保存に対する気運の高まり

鎌倉、京都、奈良各市を中心とした「古都保存連絡協議会」の結成と新しい法律制定への要請

昭和41年「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が議員立法で成立、施行